

# 第1回裁判の迅速化法に関する検討会 議事録

第1 日 時 平成26年1月9日（木）自 午前 9時59分  
至 午前11時12分

第2 場 所 法務省大会議室（地下1階）

第3 議 題

- 1 開会
- 2 委員等の紹介
- 3 会議の進め方等について
- 4 裁判の迅速化に関するこれまでの検証等について
- 5 次回の予定、閉会

第4 出席委員等 長谷部座長，大野（勝）委員，大野（顕）委員，川上委員，久保委員，中尾委員，二島委員，矢尾委員，山根委員，佐々木関係官，最高裁判所事務総局小林審議官

○**鈴木参事官** それでは、予定の時刻となりましたので、裁判の迅速化法に関する検討会の第1回会議を始めさせていただきます。

開会に当たりまして、大臣官房司法法制部長の小川より御挨拶を申し上げます。

○**小川部長** おはようございます。司法法制部長の小川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

新年の大変お忙しいときに委員の皆様方にはお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、この検討会の参加をお引き受けいただきましたことを、心から御礼申し上げたいと思います。

このテーマでございます民事裁判と刑事裁判の迅速化、これは平成13年の司法制度改革審議会の意見書にも主要なテーマの一つとして盛り込まれたものでございます。その後、いろいろな議論を経て、裁判の迅速化に関する基本的な事項を定めました裁判の迅速化に関する法律、いわゆる裁判の迅速化法が制定され、平成15年7月16日に公布・施行されると、こういう運びでございました。施行から10年経過したわけでございますが、この間、裁判の迅速化については各方面で様々な議論がされてきたものと承知してございます。

ところで、裁判の迅速化法、附則の第3項におきまして、施行後10年を経過した場合に法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定されております。施行後10年目となります昨年7月までの間、これも裁判の迅速化法8条1項に基づきまして、最高裁判所におかれまして検証が行われて、その結果が2年ごとに報告されてまいりました。この結果を踏まえて、裁判の迅速化の基本的な枠組みを定めております裁判の迅速化法の施行の状況について、裁判官、検察官、弁護士といった実務家のほか、学者、有識者を加え、幅広く御意見を伺いながら検討していくということが重要であるというふうにご考えまして、皆様方に御参集願ったという次第でございます。これがこの検討会の趣旨でございます。取りまとめにつきましては、平成26年の6月、今年の6月頃をめどとしてお願いしたいというふうにご考えてございます。

委員の皆様方には是非様々な観点から、幅広く、充実した、そして有意義な御議論を交わしていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○**鈴木参事官** 続きまして、本検討会に御参加いただきます委員の方々を御紹介いたします。なお、本日は第1回目ということもございますので、御挨拶とともにそれぞれ一言ずついただければと存じます。

まず、長谷部由紀子委員でございます。長谷部委員には、本検討会の座長をお願いしてございます。よろしくお願いたします。

○**長谷部座長** 長谷部でございます。

私の専門は民事訴訟法でございます。裁判の適正を損なわずに、かつ裁判を迅速化するということが非常に難しい課題であると感じております。このたびは、皆様方、大変お忙しいところを御参集いただきまして、本当にありがとうございます。皆様方のいろいろな御経験に基づく貴重な御意見を伺えることを、私も楽しみにしております。勉強させていただきます。

ますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○**鈴木参事官** 続きまして、川上拓一委員です。川上委員には、本検討会の座長代理をお願いしてございます。よろしくお願ひいたします。

○**川上座長代理** 早稲田大学の川上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、司法制度改革審議委員会の提言によりまして、新しい法曹養成制度ということで法科大学院が立ち上げになった年に大学に参りました。その前は30年間ほど裁判官をやっておりました。大学に参りましてからは刑事訴訟法を専門に研究教育の対象としております。ただいまの長谷部先生は民事訴訟法ということでございますが、刑事訴訟法の方野も非常に大きく今変わりつつあることは、委員の皆様方、御案内のとおりかと存じます。微力ながらお手伝いをさせていただきつものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**鈴木参事官** 次に、大野勝則委員です。よろしくお願ひします。

○**大野(勝)委員** 東京地方裁判所刑事部におります大野勝則と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

現在、裁判員裁判を初めとして、刑事裁判全般を担当させていただいております。これまでずっと裁判官として刑事事件のほか、民事事件、少年事件などを担当いたしまして、高等裁判所等、上級審での仕事の経験もございます。ここ10年ほどは主に刑事裁判を担当しておりますので、この席におきましては刑事裁判の実務の状況等を委員の皆様にお伝えして、少しでも議論のお役に立てればと、こう考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**鈴木参事官** 続きまして、大野顕司委員でございます。

○**大野(顕)委員** 住友化学の法務コンプライアンスを担当しております大野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私の方も、こういう検討会に参加させていただきということで、本当にありがとうございます。基本的にはユーザーというふうなことでございますけれども、特に私としては、そういう普通の一般のユーザーという観点もありつつ、また、企業として、グローバル化している中での視点みたいなものも少し入れさせていただければなというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**鈴木参事官** 続きまして、久保潔委員でございます。

○**久保委員** 久保と申します。

私は、長年、論説委員として司法を担当していた関係で、今回お声がかかったんだろうと思いますが。現場を離れて大分時間がたちますので、皆さんの議論についていけるかどうか、非常に心もとないわけですが、勉強させていただきまして、民間の視点から議論に参加させていただければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**鈴木参事官** 続きまして、中尾正信委員でございます。

○**中尾委員** 東京弁護士会の弁護士の中尾と申します。よろしくお願ひします。

私は、最高裁の検証検討会発足当時から日弁連の民事担当の推薦委員ということで参加させていただきまして、10年間まさに検証に関わってきた立場でありますけれども。今も委員をしておりますが。この検討会は附則第3項に基づく検討会ということで、検討の観点は違うんですが、最高裁の検討会、10年間通じて感じてきた実感等を踏まえて、いろいろ意見を申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

○**鈴木参事官** 次に、二島豊太委員でございます。

○**二島委員** 第一東京弁護士会所属の弁護士の二島でございます。

私は、日弁連刑事弁護センター副委員長の職にございまして、その関係で推薦を得ましてこちらの委員に就任させていただきました。よろしくお願いいたします。

○**鈴木参事官** 次に、矢尾渉委員でございます。

○**矢尾委員** 東京地方裁判所民事部におります矢尾でございます。

私は昭和60年に裁判官に任官し、これまでの期間の大半を東京等の地方裁判所で民事訴訟事件を担当して過ごしてまいりました。振り返ってみますと、民事訴訟につきましては、私が裁判官になったところから、裁判所の内部で裁判の適正、審理の充実、迅速化のための運用改善に向けた研究や提言がされておりましたし、それに呼応するような形で弁護士会あるいは個々の弁護士の方からも、運用改善に向けた提言がされていたことを思い出します。今日まで第一線でそのような運用改善の動きや民事訴訟法の運用にかかわってくることができたのは、大変貴重な経験であったと思っております。そのような経験を踏まえ、この検討会でも地方裁判所の審理の実情等を紹介させていただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**鈴木参事官** 次に、山根英嗣委員でございます。

○**山根委員** 最高検察庁公判部副部長の山根と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

実は最高検で副部長という肩書があるのは公判部だけでございまして、これは従来、裁判員公判部というのが最高検にあったわけですが、それが公判部に統合されて、公判部の事務量が増えたことから、副部長というポストを置いたということになっております。仕事の中身としては、全国の裁判員裁判の情報を集約して、充実した審理と迅速な裁判に向けた取組を日々行っているところであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○**鈴木参事官** なお、本日は丹野美絵子委員は御欠席をされております。また、本日は関係官といたしまして、裁判の迅速化法に係る検証を行っております最高裁判所事務総局の佐々木健二参事官にも御参加を頂いております。

○**佐々木参事官** 佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**鈴木参事官** 続きまして、法務省の出席者を御紹介いたします。

まず、小林民事局参事官でございます。

○**小林参事官** 小林でございます。よろしくお願いいたします。

○**鈴木参事官** 福嶋刑事局付でございます。

○**福嶋刑事局付** 福嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**鈴木参事官** 梶山司法法制部付でございます。

○**梶山司法法制部付** 梶山でございます。よろしくお願いいたします。

○**鈴木参事官** 遠藤司法法制部付でございます。

○**遠藤司法法制部付** 遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**鈴木参事官** そして、私、司法法制部参事官の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、長谷部座長の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**長谷部座長** それでは、議事を進めさせていただきます。

まず初めに、本日の配付資料の確認をさせていただきます。事務局の方から確認をお願い

します。

**○鈴木参事官** 本日、皆様のお手元にお配りしております資料としては、事務局提出資料と最高裁提出資料がございます。

事務局提出資料1は、本検討会の開催要領でございます。こちらにございますとおり、本検討会は、裁判の迅速化に関する法律附則第3項に基づき、同法の施行の状況を踏まえて、所要の措置を講ずる必要性の有無及び内容を検討することを目的としております。平成15年7月16日の裁判の迅速化法の施行後、同法第8条第1項に基づきまして、最高裁判所において検証が行われ、過去5回にわたりまして検証結果が報告されておりますので、本検討会ではこれを主な題材として検討を行い、同法の定める迅速化の基本的枠組みについて今後の方向性を検討することを予定しております。

事務局提出資料2は、現在、事務局の方で予定しております本検討会の今後のスケジュールになります。

最高裁判所からの提出資料は、本日予定しております最高裁からの説明に用いるものでございます。詳細は後ほど最高裁から御説明いただきます。

**○長谷部座長** よろしいでしょうか。

次に、今後の会議の運営につきまして、あらかじめ委員の皆様の御了承を頂きたいことがございますので、申し上げます。

1点目ですが、会議については非公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

次に、会議の資料及び議事録については、会議終了後、速やかに法務省ホームページで公表することとしますが、座長が必要と認めるときは、会議に諮って公表しないことができると思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

その他、会議の運営に関して必要な事項については、座長が会議に諮って決めたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、御賛同いただきましたので、会議の運営につきましては、ただいま申し上げたとおりとさせていただきます。

なお、この検討会は、先ほど事務局からも御説明がありましたとおり、裁判の迅速化法附則第3項に基づいて、同法の施行後10年を経過した現在において、同法の施行の状況について検討を加え、所要の措置を講ずる必要性の有無及び内容を検討するものであり、本年6月頃までをめどに取りまとめを行うことを予定しております。

検討会の進行ですが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、施行後10年間に同法第8条第1項に基づき、最高裁判所において裁判の迅速化に係る検証が行われ、2年ごとに過去5回にわたり報告書が作成されております。そこで、まずは最高裁判所からこの検証について説明を頂き、これを主な題材として検討を行っていくこととしたいと考えておりますが、このような進行でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

なお、取りまとめに当たりましては、意見の集約に努めたいと考えておりますが、全員の意見が一致を見なかった場合には、少数の意見も併記の上、多数の意見に基づいて取りまと

めを行いたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、次の議事に入らせていただきます。

まず、施行後に最高裁判所において行われた検証の概要等について、最高裁判所から御説明を頂きたいと存じます。本日は、御説明のために小林宏司最高裁判所事務総局審議官に御出席いただいておりますので、御説明のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○**小林審議官** 最高裁判所の小林でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、私の方から検証の概要等につきまして、御説明申し上げたいと思います。着席の上で、失礼いたします。

それではまず、迅速化検証の概略ということで御説明差し上げたいと思います。お手元にあります最高裁提出資料に基づきまして御説明いたします。

まず、資料1を御覧いただけますでしょうか。これは裁判の迅速化に関する法律でございます。以下、迅速化法と申し上げます。

最高裁では、迅速化法に基づきまして、裁判の迅速化に係る検証を行っているわけでございます。そこで、まずこの検証の概要を御紹介する前提として、迅速化法自体の概要につきまして、簡単に御説明申し上げたいというふうに思います。

迅速化法は、先ほど司法法制部長の方からも御紹介がありましたとおり、司法制度改革の一環として、平成15年7月に成立した法律でございます。資料1にはその条文が載っているわけでございますが、まず第1条の目的規定でございますとおり、この法律は公正かつ適正で充実した手続のもとで裁判が迅速に行われることが重要であると、こういう理解を前提にしまして、第一審の訴訟手続を初めとする、裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待に応える司法制度の実現に資することを目的としております。

そして、第2条は、裁判の迅速化とは何かということが定められている条文でございますが、この2条の1項において、第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についても、それぞれの手続に応じて、できるだけ短い期間内にこれを終局させるという目標が定められております。

ところで、この迅速化ということがうたわれているわけですが、では迅速化をどういうふうに推進していくのかということでございますが、これは2条1項に、充実した手続の実施とこれを支える制度及び体制の整備によって行われるものとするというふうにされております。すなわち、迅速化法は、運用面における関係者の取組だけではなく、制度・体制の整備という総合的な方策を実施することによって迅速化を図るといった基本的な枠組みを示していると思えます。

そして、2条の2項では、裁判の迅速化に係る制度・体制の整備につきまして、訴訟手続、その他の裁判所における手続の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、国民にとって利用しやすい弁護士の体制の整備等により行われるものとするとしており、更にこれを受けて、3条と4条において、国は裁判の迅速化を推進するため、必要な施策を策定・実施する責務を有し、政府は施策を実施するため、必要な法制上又は財政上の措置、その他の措置を講じなければならないというふうにされております。こうした条文の構造から、迅速化法は基盤整備法としての性格を有するものというふうに解されております。

このように迅速化法は基盤整備法として制度・体制の整備を求めており、国、政府のほか、

5条から7条においては、日本弁護士連合会、裁判所、当事者という、裁判の担い手の責務についても規定しております。

その上で、8条では、裁判の迅速化を推進するために必要な事項を明らかにするため、最高裁判所が裁判所における手続に要した期間の状況、その長期化の原因、その他必要な事項についての調査及び分析を通じて、裁判の迅速化に係る総合的・客観的かつ多角的な検証を行い、その結果を2年ごとに公表することが定められており、迅速化法の求める基盤整備は、最高裁判所の検証の結果をも活用しつつ進められることが想定されております。

この8条の定めを受けまして、最高裁判所では、裁判の迅速化に係る検証に関する規則を制定いたしまして、その規則の1条において、迅速化検証を実施するに当たっては、裁判の迅速化に係る検証検討会を開催いたしまして、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者の意見を聞くこととしております。これらの規定に基づきまして、最高裁判所ではこれまで51回にわたる検討会を開催いたしまして、平成17年7月の第1回公表以降、平成19年7月、平成21年7月、平成23年7月、そして平成25年7月と、2年ごとに5回にわたって検証結果を公表してまいりました。

なお、現時点での迅速化検証検討会の委員構成でございますが、これはお手元の資料2の委員名簿のとおりとなっております。座長は、中央大学法科大学院にいらっしゃいます高橋宏志先生です。

さて、続いて、これまでの迅速化検証の経緯につきまして御説明申し上げたいと思います。

資料3を御覧になっていただけますでしょうか。資料3に裁判の迅速化に係る検証の概要というふうに表題をつけております。そして、一番上の黄色い枠内に迅速化検証の概要を記載しておりますが、その下にこれまでの検証の経緯を簡単にまとめております。

まず、第1回の検証の項を御覧いただけますでしょうか。平成17年に公表いたしました第1回報告書では、地方裁判所における第一審の民事訴訟事件及び刑事訴訟事件を対象として、統計データの分析・評価などを行いました。

次に、平成19年に公表いたしました第2回報告書では、これらの事件に加えまして、高等裁判所における控訴審訴訟事件の審理の状況につきましても、統計的な分析・検討を行いました。また、この第2回報告書では、民事訴訟について、審理期間のうち、争点整理期間の占める割合が大きいことなどを示すとともに、こうした統計分析を前提にしまして、各地の裁判官に対するヒアリング調査の結果も用いまして、審理の長期化要因についての初期的な仮説を提示したところであります。

そして、平成21年に公表いたしました第3回の報告書でございますが、ここでは第一審訴訟事件のほか、家庭裁判所における家事事件も分析の対象に加えまして、引き続き統計データの分析を行うとともに、各地の弁護士に対するヒアリング調査の結果も活用いたしまして、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因と医事関係訴訟などの長期化しがちな専門訴訟に特有の長期化要因について、より本格的な形で検証し、整理・分析を加えました。

その全体像を示しましたものが、資料3の別紙1になりますので、御覧いただけますでしょうか。

ここにありますとおり、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因の上の方でございますが、主に争点整理の長期化に関連する要因というもの、あるいは、真ん中あたりにありますが、主に証拠収集に関連する要因というもの、それから、専門的知見を要する事案に関連する要

因というもの、更に裁判所、弁護士の執務態勢に関連する要因等に大別して整理いたしました。あわせて、一番下の方にもありますけれども、個別の事件類型に特有の長期化要因についても整理しております。このような形で全般的に長期化要因を分析したところでございます。

以上が第3回の検証の概要でございますけれども、次が第4回検証でございます。平成23年に公表いたしました第4回の報告書では、第一審の訴訟事件、家事事件に加えまして、最高裁判所における上告審の訴訟事件についても統計データに基づく分析を行うとともに、第3回の報告書で分析・検討いたしました長期化要因の分析を基礎といたしまして、各地の裁判所や法テラスにおける実情調査の結果も活用して、民事訴訟事件、家事事件を中心に、長期化要因を解消し裁判の一層の適正・充実・迅速化を推進するために必要な施策を総合的に検討したところでございます。

その施策の概要を示したものが、資料3の別紙2ということになります。この別紙2の1枚目、これが民事事件一般に共通する長期化要因に関する施策ですとか、個別の事件類型に特有の長期化要因に関する施策等と書いておりますけれども、このような形で制度運用面の施策について取りまとめております。そして、もう一枚めくっていただきまして、これが制度運用面だけではなく、裁判所に関する態勢、弁護士の関係の態勢といった態勢面の施策となります。

ここで提示されております施策は非常に多岐にわたっておりまして、個別に紹介することはいたしませんけれども、裁判の適正・充実・迅速化を実現する上で有効であると考えられるものをできる限り広範に取り上げて整理したものでございまして、これらの施策を進めるに当たっては、別途、関係諸機関における十分な検討が必要であるのは当然の前提であろうと考えております。すなわち、これらは言わばたたき台として提示されたものということになります。

以上が第4回の検証の概要でございます。

次は第5回検証でございます。

これまで御説明いたしましたとおり、第4回までの検証では、主に裁判手続に内在する要因に着目した分析を加えてまいりました。しかし、裁判所における紛争解決の在り方は、社会内に生起する法的紛争の動向ですとか、裁判外における紛争処理の状況とも密接に関連するところでございます。例えば、医療事故における第三者による事故原因究明制度が仮に確立したとすれば、医事関係訴訟は今より迅速化するかもしれません。また、軽微な事件がADRなどで処理され、裁判所に持ち込まれるものが相対的に重い事件中心ということにもしなるとすれば、平均審理期間はむしろ長期化するかもしれないわけでありまして。このように、裁判外の要因というのは、裁判手続にも様々な形で影響を及ぼし得るものというふうに考えられます。

そうしますと、迅速化法が基盤整備法としての性格を有していることも踏まえれば、真の意味で裁判の適正・充実・迅速化を実現するためには、裁判手続に内在する要因だけを検証するだけでは不十分と言うべきであり、社会・経済的背景や国民の意識といった紛争の動向や裁判の在り方に影響を与える裁判外の社会的要因にまで視野を広げ、社会全体での合理的な紛争解決という観点から、総合的・客観的かつ多角的な検証を行う中で裁判所が果たすべき役割を明らかにすることが必要と考えられます。

そこで、第5回の検証では、裁判外の社会的要因を分析の対象とし、各種統計データの収集・分析はもちろん、各地の相談機関等を訪問しての実情調査、あるいはフランス、ドイツ、アメリカにおける裁判外での紛争解決についての実情調査などを行い、実証的な議論を行いました。その結果の概要は、資料3の別紙3にまとめておりますので、これを御覧いただきたいと思ひます。

法的紛争全般の動向、あるいは社会全体での紛争解決の現状、これは民事、家事あるいは個別の類型の事件等を含めてですけれども、このあたりの現状を幅広く分析した上で、迅速化法が基盤整備法としての性格を有していることを踏まえつつ、社会全体の紛争解決システムの中で裁判所が果たすべき役割と基盤整備の着実な実現の必要性についても検討・分析を加えたということでございます。

この社会的要因の検証自体は、裁判の迅速化に直接的に役立てるということを目的にしたものではありませんけれども、第3回や第4回の検証結果を分析・検討する上で、さらには将来の司法の在り方を考える上で基礎となるような整理をしたものであり、今後の議論の素材を提供するものと考えております。このような意味で、第3回から第5回までの検証は、裁判外も含む紛争全般を視野に入れた、総合的・客観的かつ多角的な検証として、一連一体の検証結果を構成しているものと理解しているところでございます。

なお、これら一連の踏み込んだ検証は、主に民事事件と家事事件を対象としたものとなっておりますが、刑事事件につきましては、主要な統計データの分析を中心に検証を行っておりますので、後ほど刑事事件の主要な統計データを御紹介する際に、検証の経緯も含めまして御説明したいと思ひます。

迅速化検証の概要につきましては、以上のとおりでございます。

**○長谷部座長** どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら伺いたいと思ひますが、いかがでしょうか。

中尾委員。

**○中尾委員** 私は、冒頭申し上げたとおり、検証検討会の委員をしていますので、委員の立場からあるいは実感から先ほどの御説明に対する補足、あるいは若干異なる視点からの意見を申し上げたいと思ひます。

この迅速化法の施行当時は、迅速化法という法律の名称ですね、いわゆる迅速化ということと、それから2年以内という、こういうところが若干一人歩きをしまして、この法律の性格づけについてすぐには定まらなかったところがあったと思ひます。日弁連も当時、この法律によって迅速化、いわゆる促進だけが進むのではないか、あるいは充実というのを取り残されるのではないかという、そういう警戒感で臨んだんですけれども。先ほど小林審議官の御説明があった第1回検証とか第2回検証、これはデータのいろんな分析をし、いわゆる期間というところを重視しながらやったんですが、第3回検証から、この法律は先ほど御説明があったとおり基盤整備法であると。いわゆる迅速化というのは、充実と一体化されたものであって、それを進めるについては、制度・体制の基盤整備によって進めるんだと。その意味において、基盤整備法というこの法律の性格づけが最高裁の検討会の委員の共通認識になったと思ひます。

そのあたりから、いわゆる期間ではなくて、制度・体制の基盤というところに大分議論や

検証の軸足が行くようになって、いわゆる実情調査、すなわち実態調査という流れができたと思っています。第3回、第4回では、いろんな意味での裁判の運用、それから、裁判を取り巻く実情の調査あるいは検証が行われて、第5回検証では更に広げて社会的な基盤、そこまで広がっていった。これはまさにこの法律の性格が基盤整備法であるということが共通認識にあったことが前提になったと思うんですね。第2条2項の制度及び体制の整備という文言の意味するところも、司法部内の制度基盤だけじゃなくて、司法を取り巻く社会的な基盤、これも大きく影響するんだ、あるいはその検討の範囲に入るんだというところの更に発展した共通認識のもとで、この第5回の社会的要因、いわゆるこれは社会実態なんですけれども、社会実態から司法の在り方、役割を検証しようというところまで広がっていったと思います。

したがって、小林審議官からの最後の御説明で、社会的要因の検証自体は裁判の迅速化に直接的に役立つ目的ではないとおっしゃいましたが、要は、裁判とは何かということですね。これはその実情を踏まえて考えると、この裁判の実情に迫るためには、司法を取り巻く社会的な基盤、あるいは潜在的なニーズ、紛争が顕在化されて、それが裁判所あるいは司法にたどりつくまでのプロセスとか社会的基盤、このあたりにまで目を向ける必要があります。そういう趣旨で私は、その社会的基盤全部が社会的要因を含めて迅速化に大きく絡む問題で、別問題ではないというふうに実感しておりますので、ちょっとその点を申し上げました。

○長谷部座長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、引き続き御説明をお願いいたします。

○小林審議官 それでは、事件統計等の概況につきまして御説明いたします。

迅速化の検証では、先ほど御説明いたしましたとおり、審理の長期化要因の分析、施策の提示、さらには社会的要因の検証など、相当程度踏み込んだ検証を行ってきたところですが、このような踏み込んだ検証とともに、これと並行して統計データにつきましても継続的な分析を行っております。ここでは第一審の民事及び刑事訴訟事件と家庭裁判所における家事事件の概況につきまして、昨年7月に公表いたしました第5回報告書の概況編から主要な事件統計をピックアップいたしまして、その概況を御紹介したいというふうに思います。

まず、民事の第一審訴訟事件につきまして御紹介いたします。お手元の資料4を御覧いただけますでしょうか。

このうちの図1でございます。これは民事第一審訴訟の新受件数、新しく裁判所に来た事件の数ですね、それから平均審理期間の推移、これを示したものです。新受件数は、長い目で見ると増加傾向にあります。また、平均審理期間ですが、昭和48年に17.3か月ということでピークを迎えましたけれども、それ以降は長期的には着実に迅速化しているというふうに言えます。もっとも、平成18年以降は比較的短期間で事件が終局します、いわゆる過払金訴訟の事件数が急激に増加したということに伴いまして、平均審理期間が全体としてもぐっと短くなりました。ただ、その事件数が減少しますと、平均審理期間が長くなるという具合に、過払金訴訟の事件数の増減の影響が平均審理期間の推移にもあらわれているところがございます。

次に、図2でございます。これは図1のグラフに事件動向に影響を与えたか、あるいは与

えた可能性のあるトピックを加筆したものでございます。これを御覧いただきますと、昭和29年、昭和45年、昭和57年と、段階的に簡易裁判所の事物管轄が引き上げられております。この簡裁の事物管轄が引き上げられますと地裁の新受件数が減少するわけですが、その一方で、地裁に係属する事件が訴額の高いものにシフトしてくるということもあってか、平均審理期間はしばらくの間、長期化する傾向を示すということがうかがわれるところでございます。

平成3年以降は、いわゆるバブル経済の崩壊を受けてか、新受件数が増加いたしました。その後、高水準で推移しておりました。平成16年に簡裁の事物管轄が再び引き上げられまして、一旦、新受件数が減少いたしました。先ほども申し上げましたとおり、平成18年以降はいわゆる過払金訴訟の影響によって新受件数が急激に増加し、平成21年には23万5,508件でピークを迎えました。その後、過払金訴訟の事件動向が落ちつくにつれて新受件数も減少傾向を示し、平成24年は16万1,312件というふうになっております。

ところで、平成に入ったところからですが、紛争の実態を早期に正確に把握するための争点整理の充実や、あるいは関係する証人等の人証を集中的に取り調べる集中証拠調べの実施を初めとする、民事訴訟の運用改善に関する研究や取組が相次いで行われております。これらの成果を踏まえまして、平成10年には現行の民事訴訟法が施行されております。平成になってから審理期間が短縮化傾向を示してきておりますけれども、これはこのような取組も背景にするものと考えられるところでございます。

次に、迅速化検証が始まりましたのは平成15年ですけれども、その後、過払金訴訟が統計数値に大きな影響を及ぼすようになりましたので、平成21年に公表しました第3回報告書からは、過払金訴訟が含まれている事件類型を除去することで、過払金等の事件と過払金等以外の事件とを区別いたしました。可能な限り過払金訴訟の影響を除去した統計データも分析の対象としております。これが図3でございます。この図は、直近の新受件数の推移を、過払金等の事件と過払金等以外の事件とに区別して示したものです。これによりまして、近時は新受件数の動向が過払金訴訟に大きく影響されていることがうかがわれます。

次の図4でございます。これは既済事件の推移を、同じく過払金等と過払金等以外とに分けたものですが、ここでも過払金訴訟が既済事件の動向に大きな影響を与えているということがうかがわれるところでございます。

次に、図5でございます。この図5は、平成12年以降の平均審理期間の推移を民事訴訟全体、それから過払金等以外に区別したものです。過払金訴訟が急増した平成18年以降、その影響によりまして、この青い線で示されております民事訴訟全体ですね、これは過払金等の事件も含んでおりますけれども、全体の平均審理期間が大きく上下していることがわかります。なお、新受件数がピークを迎えた平成21年以降は、青い線で示されております民事訴訟全体の審理期間がやや長期化に転じておりますのは、過払金訴訟の減少に加えまして、過払金訴訟の中身自体に、当事者間での話し合いによる解決が困難な類型のものが増加したことによる影響が大きいのではないかと考えております。

また、赤い線で示されております過払金等以外の事件でございます。これも近時、若干、長期化傾向が見られているところでございます。その要因としましては、事件自体の複雑・困難化の傾向が指摘されているところですが、これに加えまして、過払金訴訟の急激な増加によりまして裁判官の負担が増加して、期日回数を若干多く重ねる事件が生じてしまい、この

ようにして古くなっていった事件の処理が現在進められているというところから、処理した事件、すなわち既済事件を基礎とする平均審理期間の統計数値が長期化してあらわれた可能性もあるのではないかと、そういうふうと考えております。直近の事件動向からいたしますと、現段階では過払金訴訟の影響を脱しつつある状況にあると思われまますので、今後の推移を引き続き注視していく必要があるというふうと考えております。

次に、表6でございます。これは平成24年における既済事件の審理期間別の事件数と事件割合を示しております。このうち、民事第一審訴訟（全体）というふう書いてある部分でございますけれども、ここの約60%の事件が6か月以内に終局しております。それから、迅速化法が2年というのを一つの目安としておりますので、その点で見ますと、約95%の事件が2年以内に終局しているということになります。すなわち、6月以内の61.7%、6月超1年以内の19.4%、1年超2年以内の14.0%を合わせますと、約95%の事件が2年以内に終局しているということになります。他方、審理期間が2年を超える事件は、合計すると割合として4.9%程度ということになるわけです。これが平成24年の状況でございます。

次に、図7でございます。これはより長期的に見た状況を示したものです。先ほどの審理期間別の事件数は既済事件に関する統計でしたけれども、こちらは、未済事件の係属期間別の事件数の推移を示したものです。既済事件の統計数値は、その年に処理できた事件が基準となりますけれども、未済事件はその年の末日の時点で裁判所に係属している事件の数が基準ということになります。この未済事件全体の推移といたしましては、昭和60年以降、おおむね減少傾向にありましたが、平成18年以降、過払金訴訟の影響を受けて、未済件数が急激に増加し、その後再び減少に転じております。このような中、このグラフのピンク色の部分以下の部分、これが要するに裁判所での係属期間が2年を超える未済事件ということになりますけれども、この事件数は、グラフの下の欄外に数値を入れております。これによりまして、昭和60年当時は約2万7,000件程度ございましたけれども、近時は大体6,000件台で推移しておりまして、長期的に見ますとおおむね減少傾向にあるというふうに見えるかと思われまます。

次に、図8でございます。これは訴訟代理人の選任状況の推移についてグラフ化したものです。まず、左側の民事第一審訴訟全体、これは過払金訴訟も含むものですが、これを御覧いただきますと、過払金訴訟では被告となります貸金業者が訴訟代理人を選任しない事件が相当数存在するという傾向がございます。その傾向もあってか、グラフ上もその影響を受けた変化、つまり、過払金訴訟が増えたところに、この青色の部分、すなわち原告側だけに訴訟代理人が選任された事件の割合が非常に大きくなっていると、こういう変化が示されております。他方、右側の方でございます。過払金等以外の事件類型、これについて御覧になっていただきますと、一番上のピンク色の部分、これは本人によるとされていますが、要するに、両方本人の事件割合は年々減少しておりまして、代理人選任率がおおむね上昇傾向にあることがわかります。これが代理人選任率の近時の状況ということになります。

次に、図9でございます。これは争点整理等の審理の内容についての状況を示したものです。この図9は、争点整理手続の実施率を示したグラフということになります。すなわち、平成10年に施行されました民事訴訟法には様々な争点整理手続のメニューが設けられておりますけれども、これが実施されている状況を割合として示したものであるということになります。

これも民事第一審訴訟全体、この青い線の部分ですね、ここでは過払金訴訟の影響を受けた変化を示しております。すなわち、過払金訴訟というのは、争点は単純といえば単純でございますので、あえて争点整理手続を実施するまでもないということもあってか、平成18年以降、全体として見ると、争点整理実施率はぐっと低くなってきておりまして、最近また反転しているという状況があるわけでございます。しかし、過払金訴訟以外の部分のものを見ると、この赤い線ですけれども、ここではおおむね上昇傾向が見られているということになります。こういう形で争点整理手続の実施率もじわじわとではありますけれども、上がってきているように思えます。

次に、表10でございます。これは、証人尋問等の人証調べを実施した期日の回数を示したものです。これによりまして、人証調べを実施した事件のうち、83.7%の事件が1回の期日で人証調べが終わっております。それから、2回の期日で終わったものが13.8%でありますので、1回ないし2回で人証調べが終わったという事件が全体の97.5%ということになります。このような統計数値を見る限りでは、争点整理手続の充実と集中証拠調べの定着といえますか、こういった審理運営の状況がうかがわれるところではないかというふうに思われます。

現在は、過払金訴訟の急激かつ大幅な増加の影響を脱しつつあるところではございますけれども、事件が複雑化しているといった指摘もされているところではございますので、今後も引き続き統計データの動向には注意を払っていきたいというふうに考えている次第でございます。

以上が民事訴訟事件の概況ということになります。

やや長くなりますが、引き続きまして刑事事件、家事事件につきましても御説明申し上げたいと思っております。

まず、刑事事件の概況について御説明いたします。ここでは、略式事件を除く、通常第一審訴訟事件を分析の対象としております。

まず、刑事訴訟事件の概況の図1、これを御覧になっていただけますでしょうか。これは新受人員と平均審理期間について、直近10年間の推移を示したものであります。新受人員は平成17年以降、徐々に減少傾向を示しております。平均審理期間はこの10年間、おおむね3か月程度で推移しているところでございます。

次に、図2でございます。これは平均審理期間を自白、否認別で見えたものです。緑色の線が否認事件で、平成22年までは短縮化傾向が見られておりましたが、近時は横ばいとなっているように見受けられます。それから、赤い線が自白事件で、こちらは、僅かずつではありますけれども、短縮化する傾向が見てとれます。

1枚めくっていただきまして、図3でございます。これは平成24年における審理期間の分布を示したものです。2か月以内に終了したものが42.3%、3か月以内が28.9%等となっております。審理期間が1年を超えるもの、これは2年以内が1.4%、3年以内が0.2%等とありますので、これを合計いたしますと、1年を超える事件が1.5%ということになります。さらに、2年を超える事件ということになりますと、0.2%にとどまっておりますので、審理期間2年を超える事件というのは、かなり例外的な事件に限られているものというふうに考えられます。

それから、図4でございます。これは否認率の推移ということになります。平成18年頃

から否認率に上昇の傾向が見られます。

次に、表5以降でございます。

これについて御説明する前に若干、背景事情を御説明いたしますと、迅速化法が施行されて以降、刑事訴訟の分野では裁判員裁判を中心とする大きな制度改革が行われました。これを受けて、迅速化の検証でも、平成17年11月に施行されました公判前整理手続と平成21年5月に施行されました裁判員制度について、それぞれに焦点を当てた統計データの分析を行っているところでございます。もっとも、裁判員裁判の実施状況につきましては、最高裁判所において迅速化の検証検討会とは別に、裁判員制度の施行当初から有識者による懇談会を開催いたしまして、そこでの助言に基づきつつ、必要なデータの収集と運営の在り方についての検討を行ってきたところであります。そして、平成24年12月には裁判員制度施行後3年が経過したことを受けまして、平成24年5月までの統計データに基づきまして、裁判員裁判実施状況の検証報告書を迅速化法に基づくものとは別に公表しております。この報告書は、裁判員裁判の実施状況について全般的に検討したものでございますけれども、その中には審理の迅速化という観点での検討も行われておりますので、迅速化検証の第5回報告書では、公判前整理手続を含めた裁判員裁判の実施状況について、裁判員裁判実施状況の検証報告書のうち、迅速化検証に関連する部分を引用するという形で検証結果を示しているところでございます。この表5、6は裁判員裁判実施状況の検証報告書から引用したものであるということになります。

そこで、そのポイントを御説明いたします。まず、裁判員裁判の公判は原則として連日的な開廷による集中した審理が行われることとなりますので、裁判員裁判の審理期間の長さを決めるのは専ら公判が開始される前の段階、すなわち公判前整理手続の期間ということになります。そこで、この表5でございます。こちらに裁判員裁判の平均審理期間及び公判前整理手続の期間を示しております。縦の軸が総数、それから自白事件、否認事件ということで、横の軸が平成21年から24年まで、それからその累計という形で示しているところでございます。

これによりますと、制度発足直後の平成21年、これは要するに21年に処理できた事件ということでございますので、比較的短期間で終局に至った事件が既済事件としてこのデータに反映されるということになります。したがって、統計上は、既済事件を基礎とする平均審理期間が短くあらわれるということになるかと思われれます。例えば平均審理期間につきましても、平成21年、これは総数で見ますと5.0月ということになっているわけでございます。しかしながら、その後は自白事件、否認事件ともにやや長期化している傾向が見られます。これは、ある程度複雑な事件等がその後処理されるようになってきたというあたりも影響しているところだろうと思われれます。ただ、公判前整理手続のありよう等についてもなお検討すべきところがあるのではないかとということで、裁判員裁判実施状況の検証報告書では、公判前整理手続の短縮化が課題として指摘されているところでございます。この手続の状況については、今後もその動向を注視していく必要があるのではないかと考えております。

次に、表6でございます。これは、公判前整理手続とは別に、裁判員裁判の公判、すなわち法廷での手続の審理期間を示しているところでございます。具体的に申しますと、平均実審理期間というところでございます。これを御覧になっていただきますと、いずれも第1回

公判期日から終局までの公判の状況は、全体でいいますと0.1月から0.2月、それから否認事件でも0.2月から0.3か月程度で推移しておりまして、これは連日的な開廷による集中審理が行われているということで、こういう統計データになっているというふうに考えられます。

以上が刑事事件の概況でございます。

引き続きまして、家事事件の方に進めさせていただきたいと思っております。

まず、家事事件につきましては、御承知のとおり平成25年1月1日から家事事件手続法が施行されまして、家事審判法は廃止されておるわけでございます。ただ、最新の検証結果であります第5回報告書において分析の対象となっておりますデータは、全て廃止された家事審判法のもとの事件ということになります。したがって、家事審判法のもとにおける事件分類を踏まえて、基本的には4つの事件類型で分析をしているということでございます。すなわち、甲類審判事件。これは氏の変更など相手方がいない事項に関する審判事件です。それから、乙類審判事件。これは親権者の変更や遺産分割など、申立人と相手方との間で協議や調停が可能な事項に関するものです。それから、乙類調停事件。これは乙類審判事項について調停を申し立てるものです。そして、乙類以外の調停事件。これは、例えば人事訴訟の対象になる離婚の調停など、乙類審判事項以外の家庭に関する事項についての調停事件となっております。このグラフ等もこうした分類を前提にした整理をしております。

まず、図1であります。これは甲類審判事件の動向ということになります。事件数は一貫して増加しておりまして、平成23年には65万件を超えるということになっております。平均審理期間は0.9月から1.2月の間で推移しているという状況でございます。

次に、図2を御覧いただけますでしょうか。これは乙類の審判事件、それから調停事件、これを一緒のグラフにしたものでございます。乙類事件の新受件数は、調停、審判とも一貫して増加してきております。平均審理期間は、ここ三、四年ほどを見ますと、おおむね横ばいということで推移しております。

次に、図3ですけれども、乙類以外の調停事件の動向を示したものでございます。この新受件数は平成15年をピークに減少しております。平均審理期間はおおむね横ばいで推移しているということでございます。

なお、調停に関して言いますと、乙類調停事件と乙類以外の調停事件を合計した調停事件の総数が、平成24年には14万1,802件となりまして、これは過去最高の件数というふうになっているというところでございます。

次に、表4でございます。これは平成24年における審理期間別の事件数と事件の割合を示したものです。これによりまして、大半の事件が受理から2年以内に終局しております。2年を超えるものは、最も割合の高い乙類の審判事件においても、1.9%程度にとどまっております。

次に、図5を御覧になっていただけますでしょうか。これは、個別の事件類型として、遺産分割事件の概況を見たものでございます。つまり、先ほどの4分類とはちょっと別の観点から、遺産分割というところに着目して見たものです。これによりまして、新受件数は平成4年から平成24年の間に約1.6倍に増加しておりますが、平均審理期間は平成5年をピークとして短縮化してきているというところでございます。

次に、図6でございます。こちらは婚姻関係事件の概況を示したグラフです。婚姻関係事

件には、離婚等の調停事件、婚姻費用の分担事件、あるいは離婚後の財産分与事件などが含まれておりますけれども、これらの事件数はやや増加傾向ということで推移しております。また、平均審理期間は4か月台で推移しておりますけれども、近時は若干の長期化傾向が見られます。これはこの種の事件類型について、紛争性の高い事案が増加していることなどの事情によるものと考えられるところであります。

事件統計の概況に関します説明は以上のとおりでございます。

**○長谷部座長** どうもありがとうございました。

民事、刑事及び家事の事件の概況につきまして、統計データに基づく詳細な御説明を頂きました。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○大野（顕）委員** ちょっと簡単な質問をさせていただければと思うんですけれども。民事で和解で終わっている事件というのも相当数に上るんじゃないかと思うんですけれども、これらの統計の中ではそれはどういうふうな扱いになっているというふうな理解をすればよろしいのでしょうか。

**○小林審議官** まず、既済事件をベースにして、既済事件数ですとかあるいは既済事件の平均審理期間というのを出しておりますけれども、判決で終わるものあるいは取下げで終わるもの、それから和解で終わるものも、いずれも終局した事件であることは一緒でございますので、そこを合わせた形で統計をとっているということでございます。

**○長谷部座長** よろしいですか。

**○大野（顕）委員** はい。

**○長谷部座長** ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き御説明をお願いいたします。

**○小林審議官** それでは、この10年間にわたって検証をやってきたわけでございますけれども、今後の検証の方針につきまして御説明申し上げたいと思います。

迅速化法の施行後10年を経過したことを踏まえまして、迅速化法を今後どうするのかというのがこの検討会の一つのテーマであるというふうに理解しておりますけれども、迅速化法が改廃されない限り、現行の迅速化法の枠組みに従うこととなります。そして、最高裁判所が行います検証に特に終期が定められているというわけではございませんので、最高裁判所といたしましては、迅速化法の施行後10年の節目に当たる平成25年7月に第5回の迅速化検証の結果を公表した後も、現行の迅速化法の枠組みを前提といたしまして、これまでの検証との関係にも留意しながら検証を継続してございまして、既に第6回検証の作業に着手しております。そこで、この点につきまして、基本的な考え方を御説明したいと思います。

これまでの検証では、特に第3回検証における長期化要因の分析、第4回検証における施策の提示、そして第5回検証における社会的要因の検証という一連の検証作業を通じまして、相当程度踏み込んだ検証結果を積み重ねてきたところでございますので、今後はこうした検証結果を踏まえ、関係諸機関において基盤整備法である迅速化法の企図する目標を達成するため、具体的な施策の実現等に向けた議論が行われていくことになるものと理解してはおります。

他方において、第6回以降の検証の在り方といたしましては、当面のところは主要な統計データの分析を継続的に行うとともに、主に第一審の運用を分析の対象といたしながら、長

期化要因の分析、施策の提示、さらには社会的要因の検証といった、これまでの検証結果をフォローアップしていくという形を考えております。もちろん、検証の規模や方法は事件動向の変化、制度改正、さらには社会構造の変化なども踏まえまして、適宜見直していくべきものでありますので、事件動向等の状況いかによりましては、その時々が必要に応じて検証の在り方を見直すこともあり得るものと考えておりますけれども、当面のところは以上のような基本的な方針で検証を継続していくのが相当というふうに考えているところでございます。

そこで、第6回検証の概要について御説明したいと思います。これまでの長期化要因、施策、社会的要因に関する踏み込んだ検証というのは、主に民事事件と家事事件を念頭に置いたものでございますので、第6回検証におけるフォローアップの検証も、基本的には民事事件と家事事件を主な分析の対象とすることを予定してはおります。

まず、民事事件についてでございますけれども、これまでの検証を通じて、争点整理手続が審理期間に大きな影響を与えていることが示されてきたところでありますし、近時は大量処理が必要であった過払金訴訟が減少して、その影響を脱しつつあるところでございますので、争点整理を主なテーマとして事件の動向や運用の状況等を見るには適した時期であろうと思っております。また、社会的要因の検証でもお示したところでございますけれども、民事訴訟を取り巻く環境も、事件動向の変化に加えて、権利意識の変化ですとか、事件の質的变化ですとか、弁護士人口の増加等の変化が見られるところでありまして、こうした変化も踏まえた検討が必要になってくるであろうというふうに考えております。そこで、民事訴訟事件のフォローアップ検証といたしましては、争点整理を主な分析の切り口としつつ、争点整理の長期化要因、それに対する施策、あるいは権利意識の変化、事件の質的变化、弁護士の増加といった社会的・構造的要因の変化等をも念頭に置きながら、現段階での実務の状況を把握していきたいと、こういうふうに考えております。

次に、家事事件についてでございますが、これまでの検証では、主に遺産分割事件を中心的に取り上げて分析を加えてきたところでありますけれども、第4回での報告書でお示しました施策の一つとして、家事調停全般の充実に向けた検討を進めるといったことも示されておるわけでございます。また、平成25年1月に新たに家事事件手続法が施行されたことを受けまして、家庭裁判所においては家事調停の充実・強化も含めまして、新法の理念に従った運用改善の取組を行っているところであります。そして、第6回の検証期間中に新法施行後初めての統計データも明らかになります。そこで、第6回の検証では、家事事件手続法の施行も踏まえまして、家事事件全般を視野に入れて、その状況を把握していきたいというふうに考えております。

なお、刑事事件につきましても、裁判員裁判も含めまして、統計データの分析を中心に分析・検証を行っていくことを考えているというところでございます。

こうしたこれまでの検証をフォローアップする検証と並行いたしまして、主要な統計データにつきましては、継続的に分析を行っていく必要があると考えている次第です。

今後の基本的な検証方針につきましては、以上のおりでございます。

**○長谷部座長** どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして何か御意見、御質問等ございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

今後も最高裁判所からは関係官として佐々木参事官に出席していただく予定でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、予定された議事は全て終了いたしましたので、本日はここまでとしたいと思います。

次回の予定につきまして、事務局の方からお願いいたします。

**○鈴木参事官** 次回は2月14日、金曜日、午前10時から正午まで、場所は本日と同じ法務省の大会議室を予定しております。事務局提出資料2の進行予定でございますとおり、検討項目の整理を行った上で、項目に従った議論をお願いしたいというふうに考えております。詳細につきましては追ってお知らせいたします。

**○長谷部座長** よろしいでしょうか。

本日はどうもありがとうございました。次回以降もよろしくお願い申し上げます。

—了—